

研究ノート

部落産業の現状・問題点および対策課題

—奈良および大阪における実態調査を通じて— (1)

田 中 充

目 次

はじめに

1 部落産業に関する基本的認識

- 1) 同和対策の継続と部落実態調査の必要性・意義
- 2) 中小・零細企業としての部落産業問題

2 奈良の場合

—『桜井市同和地区産業実態調査結果報告書』を通じて—

はじめに

- 1) 桜井市の産業構造の概況
- 2) 大福・吉備地区産業調査報告
- 2) -1 大福・吉備地区の概観
- 2) -2 産業分析

その1 皮革産業(皮革・履物)

(以上 本号)

(以下 次号)

その2 土木・建設業

その3 皮革・履物以外の製造業・商業・その他の産業

その4 大福・吉備地区産業の小括

- 3) 初瀬地区産業調査報告
- 4) 豊田地区産業調査報告

3 大阪の場合

—『大阪靴メーカー90年代のビジョン』を通じて—

はじめに

本来ならば他の多くの企業群がそうであると同様に、立派な伝統的地場産業であるということを誇るべきであり、また、広く内外の国民—消費者の必需品の生産にかかわり、文

化生活を支えてきている重要な中小企業であるのに、わが国においては全く不当な歴史的・社会的差別をこうむって、産業構造の最底辺に位置させられている部落産業の典型的・代表的なものの現状・問題点を通じて、今後のかれらの望ましい存続・発展のための対策課題は何であるかということなどについて、若干考察してみることにする。

なお、ここに取り上げられた部落産業は主として、奈良の場合は『桜井市同和地区産業実態調査結果報告書』(〔1〕)、大阪の場合は『大阪靴メーカー90年代のビジョン』(〔2〕)に依拠している。

1 部落産業に関する基本的認識

1) 同和対策の継続と部落実態調査の必要性・意義

今年1992年は、部落問題に関して少なくとも二つの意味において画期的な節目の年であると言えよう。

“その1”，1922(大正11)年3月3日、京都市・岡崎公会堂で結成されて以来、全国水平社¹⁾創立70周年という記念すべき年である。

“その2”，“最後の同和対策”としての時限立法(5年間)である『地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律』(1987年4月1日～1992年3月31日、『地対財特法』と略称)の期限切れの年であり、そのため、これに代わる法律として『部落解放基本法』の制定・実現が要求されてきた年でもある。しかしながら、その実現はみられなかったものの、『地対財特法』が向こう5年間延長されることになった²⁾その初年度にあたる年である。

1) 全国水平社——「部落解放運動の全国組織。差別糾弾闘争から社会主義運動と結合する方向へ進んだ。太平洋戦争下に消滅したが、第2次大戦後、部落解放委員会として復活、55年部落解放同盟と改称」(〔3〕1360ページ)。

『全国に散在する我が特殊部落民よ団結せよ』に始まり『人の世に熱あれ、人間に光あれ』で結ばれる、わが国の最初の人権宣言」(〔4〕489ページ)とも言うべき宣言がなされた。

2) 最後の同和対策特別措置法であるとみなされていた『地対財特法』が5年間延長されることになった若干の経緯などについて、『朝日新聞』の興味ある記事と“地対協”の意見具申案の要旨を参考までにあげておこう。

「新段階の同和問題(上)巻き返し 運動2団体が協力 地対協に『当事者代表』——「今年(1991年)7月、1枚の文書が同和対策事業にかかわる各省にひそかに回された。『地対財特法』が切れる来年(1992年)4月からは、法的措置は一切行わない」

地対財特法を『最後の同和立法』と位置づける政府の立場をあらためて念押しするのが狙いとみられた。

1年以上前に布石

文書ははまもなく部落解放同盟（解放同盟）と全国自由同和会（全自同）の知るところとなった。法律の打ち切りに反対している両団体は『出したのは主管の総務庁』とみて、そろって抗議、総務庁は否定した。11日の意見具申で『法的措置を含め適切な措置を検討する必要がある』と結論づけた地域対策協議会（地対協）。地対協の方針決定について、社会、公明、民社、社民連と友好関係にある解放同盟と、自民党に近い全自同は1年以上前から、共同布石を打っていた。……』（『朝日新聞』1991年12月12日号）。

「地対協の意見具申案（要旨）」

地域改善対策協議会がまとめた意見具申案の要旨は次の通り。

【はじめに】

65年の同和対策審議会答申を受けて69年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、4度にわたる立法措置、23年に及ぶ地域改善対策が講じられてきた。この結果、同和地区の生活環境などの劣悪な実態は大きく改善され、一般地域との格差は、全般的には相当程度是正された。心理的差別についても解消が進み、全体的には着実に進展している。

【地対財特法失効後の方策】

現法の趣旨は、地域改善対策は永続的に講じられる性格ではなく、事業の迅速な実施により、できるかぎり早期に目的を達成することだった。この5年間、当初予定した物的事業量6千4百42億円（国費）に対して、6千3百9億円を投じている。

しかし、地方の調整難航、事業計画の変更などに伴い、住宅地区改良事業や地区道路整備事業、土地改良事業等について、来年度以降の物的事業量が相当程度見込まれる。また、就労対策、産業振興、教育、啓発など非物的な事業の面においても努力を続けていかなければならず、ただちに一般対策へ全面的に移行することは適当でなく、現実的でもない。

以上の状況から、来年度以降も所要の財政措置を講じるべきであり、現行法制定の趣旨を踏まえつつ、法的措置を含め適切な措置を検討する必要がある。また、これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識の把握も重要。今後のあり方を審議する機関が引き続き必要と考える。

【今後の施策の重点課題】

同和地区は小規模零細企業が多く、なお不安定就労が目立つ。人手不足、貿易自由化の進展などで厳しい状況にもある。結婚や就労に関連した差別事象も依然としてみられる。87年に設立された財団法人地域改善啓発センターは十分目的を果たしておら

部落完全解政という問題、そして、崇高な人権上の目標から見れば、“その1”は本質的・基本的なもの(いわば総論)であり、“その2”はこれを受け、その実現に向けての重要な手段なり、個別・具体的なもの(いわば各論)と言えよう。

この法律が5年間延長されるにいたった背景については種々の評価と議論を呼んでいるところであるが、いずれにせよ、地域改善対策協議会(“地対協”と略称、磯村英一会長)が、内外環境の変化一層激しくなってきたことなどに鑑み、今後なおも同和対策が継続されるべきであるという「今後の地域改善対策についての意見具申」(1991—平成3年12月11日、内閣総理大臣・関係各大臣に答申)の要望を国側が受け入れ、実現へと踏み切ったのである。

ところで、筆者はかねてより部落問題ことに産業・経済問題に関して、部落の人々の置かれている状況がいかに不利であり、それを是正し、今後望ましい存続・発展に向けての活動(部落産業にあつては近代的・合理的経営)とそれを可能ならしめるための行政側の抜本的で綿密な施策が必要とされねばならないということなどを認識するためにも、なお一層の幅広くかつ奥深い実態調査から行うべきであるということなどを問題指摘してきた([5])。

このような基本的にして当然とも言うべき認識の高まりの現れとして、本論で取り上げる最近の二つの実態調査報告書は、今後の対策課題などについても、有意義な示唆と指針を与えてくれている。

ず、活性化への環境づくりが急務。

差別事件については、司法機関や法務局などの人権擁護機関の充実に今後も努める。教育面でも差別が残り、進学率格差の是正が必要。また、特に大学での人権教育の普及・充実が望まれる。

【今後の地域改善対策を適正に推進するための方策】

86年の意見具申で指摘した①行政の主体性の確立②同和関係者の自立、向上精神の醸成③えせ同和行為の排除④自由な意見交換のできる環境づくり、は十分に実をあげたとはいえない。今後の対策を円滑に進めるためには、幅広い国民的コンセンサスが必要。

今後は、個人的給付事業の資格審査の徹底、住宅新築資金などの返還金の償還率の向上、著しく均衡を失した低家賃の是正、国税の適正な課税の執行、地方税の減免措置の適正化、公的施設の管理運営の適正化、同和教育と政治・社会運動を明確に区別する教育の中立性確保などに努めるほか、行政の監察・監査、会計検査などを一層積極的に活用する必要がある。(『朝日新聞』1991年12月11日号)。

2) 中小・零細企業としての部落産業問題

筆者は、「日本の経済社会と部落産業問題」については、日本的資本主義経済の発展・推移との関連において若干分析し、問題指摘してきているので（〔5〕および〔6〕など）、ここでは、部落産業に関する基本的な事柄について見ておくことにする。

部落問題の経済的側面

そもそも、部落差別の本質的目的は、政治的には分断支配であり、経済的には搾取である。すなわち後者、部落に対する経済的差別の実態は、とくに主要産業・労働・雇用面等において現れている。『同和対策審議会答申』（『同対策答申』と略称、1965年8月）は現実における部落問題の経済的側面を、わが国産業経済の「二重構造」（上層に近代的に発達した部門と下層に非近代的で遅れた部門が広がっている）という構造的特質の中でとらえ、「同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代部門を形成している」（〔7〕32ページ）と述べている。産業と職業の問題としては、農業・商工業の零細経営、不安定な雇用労働、都市における伝統産業の不安定さ、業種として代表的に屠肉業・皮革業・製靴業・荒物業・行商・仲買業等があげられている（〔7〕39ページ）。これらをめぐっての問題は、「基本的には社会的差別と偏見」（〔7〕39ページ）に起因していると言わねばならない。

日本資本主義と部落産業問題

このように部落問題の経済的側面、とくに産業問題は、「わが国産業経済の二重構造の最底辺を形成している」（〔7〕52ページ）と言うよりも、むしろ差別の結果、それを余儀なくさせられていると把握しなければならない。それは、日本資本主義の歴史的発展・推移の過程で如実に現れてきているからである。

徳川300年の鎖国の夢が破られ、いわゆる近代国家、経済的には資本主義国としての道を歩み出した明治時代、その4年目に『解放令』が布告された。封建・幕藩体制の下で権力支配の都合のよいように身分制度が確立され、そこにおいて強制されてきた差別—身分・職業からの「解放」という形こそとっているが、そこには金銭をはじめ何ら保障はなく、名目的には身分の解放→職業の自由→実際には産業労働利用化となって、差別の再生産構造を形成していったのである。

すなわち、封建・幕藩体制下で身分差別の結果、「部落民がその犠牲の上にたって附与されていた最低の生活保障である部落産業、たとえば代表的に皮革」（〔8〕9ページ）など

の主要産業は、差別と貧困という収奪の中で、資本の本源的蓄積がなされていないため、『解放令』による職業の自由化においては、部落外資本(近代的工場制工業)の分野進出・侵入によって、収奪・駆逐されていったのである。そして、そこでの失業人口は、實質的には身分差別の残存、職業の自由を与えられることなく、低賃金労働力として、明治政府の殖産興業政策に利用され、また、近代的新興工業ではあるが、危険・悪環境・悪条件の産業をになわされるのである(代表的にはマッチ工業)。

要するに、このような矛盾を内包しつつ、現在、わが国内部においては産業構造の高度化・質的充実化、外にあっては国際化・自由化や経済摩擦問題など、環境はまさに厳しく変化しつつある。そして、内外の独占・巨大企業による中小・零細経営および労働力の収奪・搾取、分野進出・侵入、米・欧先進諸国からの日本市場開放要求、NIES・ASEAN・開発途上国などの追い上げ、円高・外国為替相場の不安定という形で、部落産業がこうむっている影響・被害は甚大である。

同和対策事業の振興状況

このような部落産業の救済・振興対策としては、『同対策答申』の「第三部同和対策の具体策の三、産業・職業に関する対策」の中で、その具体案が提言され(〔7〕52~53ページ)、また、「①中小零細企業の近代化のための経営指導の充実、②設備近代化、協業化の推進など」(〔9〕145ページ)、年次を追って、一応、制度的にも拡充してきた。そして、その成果も実ってきていることなども一応評価しうるのであろう。

中小・零細規模経営としての問題点

さて、部落産業は、その規模や業種などから見て、一般的に中小・零細企業に属している。ということは、中小・零細企業の特質をもっており、一般的な中小・零細企業問題に直面しているのである。すなわち、①生産組織・形態・経営規模の中小・零細性、②多種少量生産、③労働集約性、④金融資金難、⑤下請・家内職的性格、⑥問屋依存型、⑦乱立→過当競争→弱体化、⑧協業・組織化・業界再編成の問題等々である。

また、産業の地域別分布などの特徴から見ると、同様に伝統的地場産業というものが多いと言えよう。すなわち、①同一立地条件による特定の一地域への集中、②同種の製品、主として特産品である消費財生産、③原材料・労働者の地域依存、④伝統的技能、⑤広範な販売市場、⑥歴史的・伝統的に古い企業等々である。

このように、一般的に指摘することのできる特徴、また、そこから生じているいろいろ

の問点などは、わが国を取り巻いている内外環境の厳しさのなかで、現在、ますます深刻になってきている。

すなわち、①技術革新……新しい原材料や代替品の出現、作業の機械化→規格品の多量生産可能、②需要構造……生活水準の高度化、生活様式の変化→需要の多様化、ファッション化、一方、慢性的不況による消費者の買い控え→売れ行き不振、③労働力……一般的には労働力不足→安くて豊富な人間労働依存型の崩壊、④国際化……開発途上国側からの一般普及品、先進国側からの高級ブランド品など、外国製品の国内進出などである。

わが国の中小・零細企業は一般的に見て、以上のような問題に直面し、積極的な対応が迫られている。このことはもとより、部落産業においてももしかりなのである。

部落産業に固有な特質と問題点

それでは部落産業がもっている固有の特質とは何であるか。このことについては、上田一雄大阪市立大学名誉教授が、「部落産業の社会的性格」を本質的に掘り下げて規定されている。すなわち、「1. 部落産業は部落共同体の物質的基盤としての生産関係を構成し、それによって当該部落の共同体的社会生活の基調が形成せられている。製造業者・下請職人・賃職人・内職者といった生産関係が網の目のように張りめぐらされている。と同時に血縁・婚姻・家の系譜などの関係によって系列化されている。2. 部落産業は部落のもつ社会的・経済的諸条件を基調として存在する。その労働力は、部落内部の慢性的な失業・半失業人口であり、しかも家族ぐるみの総労働力と部落ぐるみの分業による協業の形態によって、低賃金労働集約的生産が営まれている。3. 部落産業とは以上のような現代の資本制社会における基本的な社会的体系から疎外されたところに存在し、また疎外されていることからくる矛盾のうえに成立している」〔10〕3～6ページ）。

日本中小企業の代表格としての産地企業問題

次に、部落産業の数多くのものはまた、わが国における代表的な産地企業—地場産業でもある³⁾。

3) 調査年度および数値についてはやや古いですが、同和地区内での主要産地や業種などを知る上からも、同和対策が必要とされた初期の段階におけるいわば基本的調査とも言えるので、ここに表示しておこう。

なお、政府行政側による基本的かつ総合的調査がその後行われていないのもまた事実である。

一般的に産地企業については、『中小企業白書』においても、「中小企業の代表的な存立の形態のひとつである」としてますます重視されてきている。

まず産地と言った場合、その数は3,000から5,000というように広がっているとも言えるが、中小企業庁調べでは、年間生産額5百億円以上の産地をいわば主要な産地とみなしている。

そこで、参考までに産地—地場産業について最近の数値を見ておくと、「それは、全国で549存在する。これら産地は、平均すると1産地あたり207企業、1,653人の従業員から形成されており、その生産額は1産地平均351億円と、一大企業集団を形成している。また、その構造を見ると、平均して間屋16社、メーカー63社、下請企業72社などから構成さ

付表① 同和地区内での主要産地

	地 域	事 業 所	構 成 比
織 物	京 都	133	30.6%
	静 岡	121	27.8
	(全 国 計)	(435)	100
メリヤス	兵 庫	77	28
	京 都	71	35.8
	和 歌 山	29	10.5
	(全 国 計)	(275)	100
竹 製 品	高 知	126	46.7
	(全 国 計)	(270)	100
皮革毛皮	兵 庫	678	50.9
	奈 良	181	20.3
	和 歌 山	89	6.7
	(全 国 計)	(1,332)	100
革 靴	奈 良	317	52.4
	滋 賀	124	20.5
	(全 国 計)	(605)	100
サンダル	三 重	171	54.1
	(全 国 計)	(316)	100

(出所) 総理府編『同和対策の現況』, 1973年12月, 143

～144ページより作成。

れ、大きな広がりを見せている」（〔11〕117ページ）⁴⁾。

なお、産地企業を「1.同一立地条件による特定の1地域への集中化傾向をみせ、2.同種の製品、主として特産品たる消費財の生産活動を行い、3.原料・労働力調達における地域的依存性、4.生産方法における伝統技術および労働集約性、5.農業構造との関連性、6.事業規模の小零細性、7.販売市場の広域性、そして、8.歴史的・伝統的な古さを有する企業」（〔12〕146ページ）と要約的に定義づけてみると、まさに部落産業の代表的なものは、これらの要件を兼ね備えていると言えよう。

すなわち、部落産業の場合、産地形成の特色として「ア.伝統的技術あるいは技能をもとに発展してきたもの、イ.原材料の進歩と生産様式の変化により生産品目を転換しつつ発展してきたもの（籐裏草履→麻裏、ゴム裏草履を経てヘップ・サンダル、スリッパ）、ウ.既成産地での技術習得労働者の開業」（〔9〕143ページ）などが指摘される。

ところで、産地企業について、古典的解釈ないしは定義とも言うべき、マーシャルの「地域特化産業（localized industry）」に関する論述を見ると、「その起源として、1.気象や土壌の性質など自然的条件、2.宮廷の庇護、3.統治者による計画的な導入などがあげられている」（〔13〕268～273ページ、および、〔14〕252～257ページ）。

ここに注目して問題指摘しなければならないことは、マーシャルの言う三番の条件であ

4) 付表② わが国産地の形態別構成

	産地数	企業数	従業員数 (人)	年間総生産額 (億円)	輸出額 (億円)	輸出比率 (%)
輸出型産地	82 (15.4)	20,336 (16.8)	232,032 (21.9)	30,570 (20.1)	12,304 (77.6)	40.2
内需型産地	451 (84.6)	100,905 (83.2)	829,243 (78.1)	121,327 (79.9)	3,552 (22.4)	2.9
産地全体	533 (100.0)	121,241 (100.0)	1,061,275 (100.0)	151,897 (100.0)	15,856 (100.0)	10.4

資料：中小企業庁調べ

- (注) 1. 1985年において生産額が5億円以上の産地を対象とした。
 2. 輸出型産地とは、輸出比率が20%以上のものをさし、内需型産地とは、輸出比率20%未満のものをさす。
 3. 産地数、企業数、従業員数については、1985年の数値、生産額、輸出額は1984年実績値である。
 4. ()内は構成比。

(出所) 『中小企業白書』(1986年版)、45ページ。

る。すなわち、産地企業としての部落産業は、統治者による計画的な導入、端的に言って幕藩体制の権力による分断支配と、経済的搾取目的のために形成されて行ったもの——しかも屈辱的身分制のもとに——が数多いということである。このことを強調して、ここに付け加えておこう。

部落産業、それは、単なる一般的な中小・零細企業ないしは中小・零細地場産業ではなく、“観念的差別”と“実態的差別”を内包せしめられているところの部落における、中小・零細企業なのであるということ、ここに再び強調しておこう。

以上のような部落産業に関する基本的認識を踏まえ、これらの産業の現状・問題点および対策課題などはいかなるものであるかということについて、最近、公刊された二つの『実態調査報告書』に依拠しつつ、若干、論を進めることにする。

2 奈良の場合

——『桜井市同和地区産業実態調査結果報告書』を通じて——

はじめに

周知のように、奈良県はわが国最古の都であり、国を代表する伝統的地場産業の故郷であり、それらの中には数多くの典型的な部落産業の発祥と存在が見られている。

そもそも、奈良県の部落地区は歴史的に見ても古く、前近代にはすでに80余の部落が存在しており、現在でも世帯数・人口等、県人口に占める比率は全国最高である⁵⁾。同和問題ないし部落解放運動に関しては、西光万吉（1895<明治28>4.17~1973<昭和45>3.20）を始め、全国水平社の創立に携わってきた人々を数多く輩出した地区である。

このような背景のもと、本報告書は、奈良県の桜井市における部落産業が現在直面している諸問題の分析などを通じて、究極の目標である部落解放へ向けて採られるべき対策・

5) 「1975（昭和50）年の総理府実態調査によれば、地区数82、世帯数1万8,353、人口6万2,175。県人口に対する比率は5.7%で、全国最高である。世帯数による地区別規模においても、100戸以上比較の大きな部落が約6割を占め、近畿圏や全国における部落分布とも異なった様相を呈する。その原因の一つに数えられるものとして部落産業の発展がある。歴史的転換を経た結果、スキー靴、運動靴、紳士靴、グラブ・ミット、ハップ・サンダル、毛皮革、皮ボタン、等の業種がある。ごく一部の企業を除いて、ほとんど零細企業であり、生業に等しい。生産額において、いずれも相当な国内シェアを占めてきたが、グラブ・ミットのアメリカ市場からの脱落に示されるように、大手商社がからんでの発展途上国の追い上げなどにより、総じて崩壊の淵に立たされている」（辻本正教、〔4〕645~646ページ）。

行政施策への基礎的指針を提供することが意図されている。それはまた、桜井市長の要望でもある。

すなわち、「桜井市同和地区産業実態調査委員会」（1988年1月発足。会長 藤井彰 部落解放同盟桜井市協議会議長）の委託を受けた奈良産業大学地域経済研究会（代表者山本順一教授⁶⁾）の手になるもので、その対象業種なども幅広く、調査実施の検討会発足以来、本報告書作成まで、慎重審議を重ねたため、実に3年間の月日を経過している。

最近におけるこの種の実態調査としては画期的で有意義なものであるということをもっとこに強調しておこう。

本報告書の構成を大まかに見ておくと、以下のとおりである。

- I 桜井市の産業構造の概況……………山本 順一 経済学部教授
 - II 大福・吉備地区産業調査報告……………吉村 励 経済学部教授
 - III 初瀬地区産業調査報告……………山本 順一 教授
 - IV 豊田地区産業調査報告……………間苧谷 努 経済学部教授
- なお、調査要領を以下にあげておこう。

調 査 要 領

調査目的

本調査は、本市の同和地区関係者の協力を得て、調査委員会を設け、同和地区内の産業の実態を把握することにより、同和地区産業の振興、経営の合理化、雇用の促進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

調査方法

1989年9月～10月、アンケート調査方式によって調査を実施した。

調査対象

皮革・履物等製造業、土木・建設業、商業、サービス業、内職。

回収状況

	大福・吉備	初瀬	豊田	計
配付数	285票	193	102	580
回収数	183票	189	92	464
回収率	64.2%	97.9	90.1	80.0

6) この研究会は、同じく奈良の代表的地場産業であり、部落産業でもある三郷町の軽装履物産業について有意義な実態調査研究報告書を公刊されている（〔15〕）。

1) 桜井市の産業構造の概況

さて、Iにおいては、桜井市の地域および産業構造の特徴・現勢などが、関係統計資料などに依拠してまず概観されている。

これを要するに、1.人口動態から見れば桜井市は大都市大阪に隣接しているため、最近では県下でも奈良市に次ぐ有数のベッドタウン化してきている。2.産業構造の特徴から見れば、肥沃な大和平野に立地し、もともと農業が主要産業であったのが、1985年には、第1次産業（農業）への就業人口構成比は6.7%（全国9.3%、奈良県6.4%）と低く、しかも農家戸数2,664のうち、兼業農家は2,477、93%をも占めるにいたっている。このことは、農業以外の産業に従事する比率、いや、しなければならぬという事情を物語っているとして、まずここに問題指摘しておこう。次に、第2次産業は35.6%（全国33.3%、奈良県32.9%）とやや高い。そして、第3次産業は57.2%（全国57.5%、奈良県59.5%）と高くなってきており、桜井市においても全国的傾向とも言うべき第3次産業化（サービス経済化・ソフトエコノミー化）が進展してきていることがうかがわれる。3.第2次産業、すなわち製造業のほとんどが軽工業であり、地場産業を中核としたところの中小・零細企業によって成り立っている。このような地場産業のうち部落産業としての主要な業種については、すでに“脚注5”において見てきたとおりである。そして、4.桜井市の場合も、他の部落産業の特徴を如実に現し——いや桜井市における部落産業の特徴こそが典型的なものであるとも言えるのであるが——、本報告書においても「地域ぐるみでこれら製品の生産に従事し、その産業構造は下請、再下請、内職が発達して重層的であるだけにこれらの同和地区における地域社会にとってその対応はきわめて重要な課題となっている」（〔1〕7ページ）ことが問題として、強調指摘されている。

表1-1 同和地区産業別企業及び内職

	計	(企業)						内職
		土木建設業	製造業（皮革製品及び履物）	卸売業	小売業及び飲食業	サービス業その他		
大福・吉備	211	18	96 (73)	3	62	32	73	
初瀬	142	22	54 (45)	5	39	22	34	
豊田	81	16	20 (10)	11	20	14	11	
計	434	56	170 (128)	19	121	68	118	

(注) 中小企業連合会調

(出所) 桜井市『桜井市同和地区産業実態調査報告書』, 1991年3月, 7ページの表10。

表 1-2 業種別調査票回収状況

（企業）

	計	皮革・履物産業	土木・建設産業	その他産業	内 職
大福・吉備	183	33	26	77	47
初 瀬	189	55	21	78	35
豊 田	92	8	15	57	12
計	464	96	62	212	94

（出所）表 1-1 に同じく、7 ページの表 11。

なお、本報告書で取り上げられた「同和地区産業別企業及び内職」および「業種別調査票回収状況」などについては、以上のように表示されている。

要するに、桜井市では「部落産業の中核は皮革製品・履物業・食肉業（豊田）等」であるが、「これ他に土木・建設業やサービス業も数多くあるのが注目され」ている。そして、「これらの産業も同和地区では重要な産業となっている」（〔1〕8 ページ）ということなどが特徴として強調指摘されている。

2) 大福・吉備地区産業調査報告

以上のような桜井市の概況、産業・経済的特徴を踏まえて、II においては、大福・吉備地区の人々の経済生活を支えている重要な産業・職業・仕事などについて現状・問題などの分析が行われ、そして、それらを通じて、必要とされるべき対策課題が論じられている。

2) - 1 大福・吉備地区の概観

まず、大福・吉備地区の地域特性などが簡潔に概観されている。

たとえば、当地区は古くから伊勢街道の要所であり、現在も南北交通至便である。自然の景観と寺社など名所・旧跡などにも恵まれた地域であるにもかかわらず、これに隣接する同じ近鉄や J R の駅前付近に比較してさびれていることなどが鋭く問題指摘されている。

7) このことについて、吉村 励教授は以下のように論じられている。

「名所・旧跡の整備と関連した遊歩道や自転車専用道路や観光施設の設置等を内容とする体系的な観光政策の欠如が現在の状態を招来したものと思われる。部落産業の衰退と同和地区の高齢化が語られる現在、高齢者の雇用保障や大福の活性化に関して、これらの利点は、再考慮されるべきものと思われる」（〔1〕10 ページ）。

ところで、筆者はかねてより、これからの部落産業はかつてのような不当な差別の

さて、桜井市は、一方で林業も伝統的に主要な産業であるが、それも最近の不況に見舞われている。いずれにせよ、産業都市・観光都市・住宅都市の側面を雑然として保有し、そのいずれにおいても、抜きん出た性格がないため、都市再開発の基本構想、したがって長期計画も樹立しえなかったことなどが、人口停滞との関連からも問題指摘され、同和地区における産業—部落産業のみならず、それ以外の産業も停滞していることもあげられている。

このような背景のもと、大福・吉備の部落産業の現況が、その発祥から歴史的に特徴づけられて簡潔に素描されている。

すなわち、すでに強調して見てきたように、徳川封建体制下では、肥沃な大和平野に位置した農村地区にありながら、農地をほとんど与えられず、しかも職業選択の自由もなく、ために、履物業・革商・車引き・行商などの雑業に就かざるをえなかったのである。

論者は「部落産業は差別のたまものであり、差別の象徴ともいえる部落産業によってしか、生計を維持しえないところに、部落民の苦悩があり、その精神的屈折が存在したといえよう。そして、部落の消長はまた部落産業の消長に結びついたのである」(〔1〕14～15ページ)と鋭く問題指摘されている。

さて、徳川封建体制崩壊後、すなわち、近代国家としての明治政府による見せかけの『解放令』(1871—明治4年)後も従来通りの伝統的部落産業にしか従事しなければならなかったが、とりわけ明治中期から末期にかけての大福・吉備地区における部落産業の主要なもの、しゅろ(棕櫚)による「草履表づくり」であった。そして、同じ奈良県の他の同和地区が仕事も奪われていったのに比較すると、メインになる部落産業を有しているということから「大和の工業地帯」(〔1〕14ページ)とさえ言われていたとのことである。この繁栄も明治末期には、新原材料である人工皮・レザーの発明による量産・低価格

結果、“沈め石”として“日本の資本主義経済社会”から疎外された“暗の面”に存在させられているということからの脱皮、それを目指しての行政施策こそが必要であると主張してきている。

たとえばサービス経済化一層の進展にともない、“明の面”としてのニュービジネス・“観光関連産業”の開発などを部落の地域的性格との関連で主張してきている(〔5〕185～186ページ)。

本論の論者にあっても、問題指摘されるのみならず、第3次産業としての観光事業開発が、今後の部落の人々にとって生活を支えるための重要な経済的事業であるということを積極・具体的に提言されている。関係者は真摯に受けとめねばならないであろう。

製品にとって代わられていったのである。

加えて、第1次世界大戦後の生活文化の欧風化と不況（1920年～30年代）により、しゅろ草履表は衰退の道を一途にたどってきたこと、そして、第2次世界大戦後の混乱期などを経て、革手袋（戦後1940年代後半）、グローブ・ミット（1950年代初期）、そして、ヘップ・サンダルなどの履物製造の「部落産業の最盛期（1960年代初頭）」〔1〕16ページが見られたのもまた事実である。

なお、大福・吉備の部落産業およびその変遷が表示されているので、以下に紹介してあげておこう。

しかしながら、かつての高度成長期（1960年代）にともなう当地区における部落産業の繁栄もそう長くは続かず、やがては凋落の道を急速に歩まざるをえなくなっているのである。いや、高度成長現象こそが部落産業の衰退要因とさえなってきたのである。

この宿命とも言うべき要因について、本論では以下のように問題摘指されている。その

表1-3 1967年当時の大福・吉備の部落産業

業種	グローブ・ミット	ヘップ・サンダル	皮手袋	高級草履	計
企業数	11	7	8	10	36
連合体	皮革製品輸出組合	ビニール・サンダル輸出協同組合	革親会	草履組合	
生産高	約10億円	約8億円	約6億円	約1億円	約25億円
従業員数	雇用100人	雇用100人	雇用50～60人	職人20	約270～80人
	下請200	下請200	下請100～150	関連従事者20～30	約520～580

資料：桜井市立大福解放会館『大福・吉備要覧』1989年改訂版。

（出所）表1-1に同じく、16ページの表6。

表1-4 大福・吉備と三郷（下之庄）における部落産業の変遷

	戦前	1950年頃	1965年頃
大福・吉備	棕櫚草履表	紳士用皮手袋	グローブ・ミット ヘップ・サンダル 皮手袋、高級草履
三郷町下之庄	鼻緒（下駄草履の）	スポンジ履	軽装履

資料：表1-1に同じ。

（出所）同、17ページの表7。

第1は、日本經濟の國際化にともない部落産業も、競争ことに開發途上国からの追い上げに遭遇させられたことである。

日本の中小企業、ことに部落産業にあつては“低賃金で労働集約的”活動を余儀なくさせられてきたのであるが——これこそが日本輸出中小企業のメリットとして先進国を追い上げ、また、海外市場を席捲してきた——、今度は、開發途上国がそれを國際競争のための武器・メリットとしたのである。そして、その後、これらの国々では、日本においては上述のように、部落産業が低賃金で労働集約的なまま今日なお残存させられているのと異なり、重要な輸出産業として手厚い国家の産業政策をバックに、近代化・合理化を推進してきたのである。このことをも、ここに強調指摘しておこう。

さて、本論の論者が指摘されている第2の問題要因は以下のようなものである。すなわち、まず解放運動の重要な一環であるところの就職差別撤廃を目指した「職よこせ運動」(〔1〕19ページ)の成果もみのり、地方公務員などへの就職の道が開かれたこと、これに加えて、高度成長にともなう旺盛な労働力需要が一般企業をして部落の人々ことに新規学卒者を採用せしめだしたということなどである。

これを要するに、ようやく部落産業も高度成長にともなう繁栄をエンジョイしだし、軌道に乗ったかのように見えたのが、その実、存続・発展のための後継者をはじめ労働力不

8) 解放運動の成果の現れとして、部落の人々ことに若者が部落外の一般企業などに就労するチャンスが多くなった一方で、地区内の部落産業が後継者および労働力・人材不足に悩まされだしたことが、新たな部落産業問題となつてきている。

「もはや衰退の憂き目にあつていような部落産業にいつまでもしがみつくと必要はないのではないか」という地区内部からの意見ももっともであると認められるようにさえてきている。しかしながら、解放運動の成果の一つとして、ようやく行政からの援助施策などもかち取り、位置づけられてきた部落産業、そして、それがたとえ封建時代における差別の結果によるものであつたとしても、部落の人々にとっては伝統的に固有の産業であり、この灯を消してはならない、誇りをもって守っていかねばならないということはさらに重要であると痛感している人々も多い。——広瀬幸久「ムラの会社になぜ就職したか」(〔16〕87ページ)。

なお、就職差別撤廃という問題は、ただ単に部落の人々の一般企業などへの就職ということのみならず、部落産業の近代的・合理的存続・発展を促進せしめるために、むしろ地区外から高度の専門労働者や人材などが就労するようになるべきである。異業種交流・業際化が推し進められねばならなくなつてきている今日、「偏見と予断」・差別観をなくし——国民的課題である——、積極的に地区外から人材が入り込んでくること、そのための部落産業の基盤整備や施策など——国家的責務である——が並行して積極的に行われねばならない。このことを強調指摘しておこう。

足といういわば矛盾現象にさえ悩まされたのである⁹⁾。いずれにせよ、現在なお一層日本経済を取り巻く内外環境の厳しい変化の折から、大福・吉備地区においても、他の地区の部落産業の場合と同様、まさに切実な問題に直面させられているということが、本論を通じても如実にうかがわれる。

2) - 2 産業分析

本論の論者は、以上のように、まず大福・吉備の産業・経済の特徴——それはとりもなおさずこの地区における部落産業の問題点でもある——を簡潔に素描した上で、業種別に分析されている。

その1 皮革産業（皮革・履物）

その1は皮革産業（皮革・履物）である。

本論で調査対象になっている業者の“主要製品”をはじめ、“営業年数”・“業者の前歴”・“企業の組織および生産形態”・“主要製品別経営組織形態”などが表示されているので、ここに紹介してあげておこう（表1-5～9）。

これらの表によって業者の特徴などを見ておくと、まず、グローブ・ミットおよび手袋製造業者が、33のうち14、42%強を占めてもっとも多いということがうかがわれる。このことは、当地区は、古くは奈良・鹿皮手袋からはじめられたという伝統および歴史性を有していたのが、太平洋戦争後、四国・香川県白鳥の方が手袋の代表的地場産業に発展し、奈良においてはグローブ・ミット産業の方へと転換していったことなどの一端もうかがわ

表1-5 経営の主要製品（企業）

グローブ・ミット	8
手袋	6
皮靴	4
サンダル	4
皮服・コート	3
スポーツシューズ (スパイクを含む)	3
カバン・袋物	3
その他	2
計	33

(出所) 表1-1に同じく、21ページの表A-1。

表1-6 営業年数（企業歴）

1年～5年	3
6～10	0
11～15	3
16～20	5
21～25	3
26～30	9
31～	7
NA（無回答）	3
計	33

(出所) 同、21ページの表A-2。

表1-7 皮革・履物産業経営以前の仕事 (企業)

1) 皮革・履物産業の従業員	12
2) " の経営者の家族	6
3) 他業種の経営者	4
4) " の家族	2
5) 他業種の従業員	5
6) その他	1
7) NA	3
計	33

(出所) 同, 22ページの表A-3。

表1-8 企業の組織形態・生産形態 (企業)

組 織 形 態	生 産 形 態
個人経営 29	独 立 17
株式会社 3	下 請 13
有限会社 0	孫 下 請 1
そ の 他 1	N A 2
計 33	計 33

株式会社資本金	5,000 万円	1
	4,000	1
	1,200	1

(出所) 同, 22ページの表A-6。

表1-9 主要製品別経営組織形態 (企業)

主 要 製 品	株式会社	家族プラス従業員	家族のみの経営	計
グローブ・ミット	1	4	3	8
手 袋	—	5	1	6
皮 靴	1	2	1	4
サ ン ダ ル	1	2	1	4
皮 服・皮コート	—	2	1	3
スポーツシューズ	—	2	1	3
カバン・袋物	—	2	1	3
そ の 他	—	—	2	2
計	3	19	11	33

(出所) 同, 23ページの表A-7。

れる⁹⁾。

次に、企業歴については、31年以上の業者が7、26～30年という業者が9などと、かなり古くから操業されていることがわかる。営業年数1～5年という業者は3しかない。

また、業者の前歴については、中小企業においては同業種の従業員がその経験を活かして独立する者や経営者の家族による後継などが多いという一般的傾向を見せている。また企業規模の中小・零細性を反映して、ほとんどの業者が個人経営であり、株式会社の形態をとっている業者はわずか3である。また労働時間数などについても、家族労働を中心としたところの、早朝から夜遅くまで働かねばならない（「始業時間が8時もしくはそれ以前の経営は21業者で、全体の64%を占めている」〔1〕33ページ）ということ、このことは居住と作業が狭い一つ屋根の下で行われねばならないし、企業と家計も未分離であるなど、結局のところ、近代的経営への脱皮・発展から閉ざされてきているのである。まさに差別が歴然と表面化していると言わざるをえない。

また同様に、“年間売上高”について見ても、従業員規模が19人（家族従業員を含まない）で株式会社組織をとっている、いわば当業界最大の企業が4億円を上げているのに対して、従業員18人規模—一番目の大手企業が2億円でしかなかったり、2人規模で9,000

9) 上田一雄教授は、地方自治体の同和行政・産業施策の差異によっても業界—部落産業の発展、停滞・不振などが見られるということ、業者の切実な声に傾聴され、鋭く問題指摘されている。

「元来皮手袋は奈良県の特産であり、ことに桜井市が中心といわれ、河合村や三宅村もその主要な産地であった。ところが戦後香川県の白鳥付近に産地が移動し、奈良県ではまったく斜陽化してきた。桜井市の某皮手袋業者の言によると自分達のところへ来ていた職人が向こうへ帰って仕事ををはじめ、ついに主客転倒したというのである。この原因は皮手袋の製造が比較的簡単なミシン仕事であり、しかも低賃金による仕事であるが、香川県の方が奈良県よりもはるかに低賃金で製品をあげることができることと、さらに資金といっても大してかからず、香川県当局が融資のあっせんや業界の振興に非常に力をいれたことがあげられている。このことはグローブ・ミットの業者として看過できないことがらであって、県当局に対する部落産業—業界擁護施策の実施要求とともに、自己防衛、さらには将来への転換対策すら考慮する意見さえできてきている。（注：この後グローブ・ミットの生産は奈良県内同和地区の加工賃金上昇などによって、輸出向けが、日本の商社や製造会社の手によって韓国、台湾において、現地企業や合弁企業によって、生産が行われて、国内とくに奈良県の部落産業を圧迫し、業界に不振と後退をもたらしている）」上田一雄「部落産業としてのグローブ・ミット製造業」、〔10〕133ページ。

万円をクリアしている業者が1あるものの、他の2人規模の2業者は450万円と300万円しか得ていない。

このように、当業界における経営の実態分析を通じて、本論の論者は、業者を業績別に分類されている。それによれば、回答が得られた17業者のうち優良経営はわずか2であり、限界経営3、業績不良経営8、最低経営4となっている。

「働いても、働いても二人の労働報酬が、なめし皮産業の平均労働者の一人分というのは余りにも悲惨である。このような経営は統計上は「自営業主」として処理されるが、事実上は、労働者以下であり、半失業者にほかならない」(〔1〕39ページ)と強調、問題指摘されるところとなっている。

本論の論者は、以上のように、当業界の半失業的・窮乏的自立経営という本質的問題点を指摘され、業者の中には、たとえば「株式会社形態をとっている3企業のうち2までが何とか経営を維持・発展させる可能性を有しており、もう一つの株式会社も限界経営に近接していたこと、そして、これらの株式会社では専門の販売・技術要員を配備していることなど」(〔1〕39ページ)にも着眼されている。

そこで、それぞれのもてるメリットを相互に協力・活用させ、「株式会社化の方策や販売専門会社の設立」、具体的には、材料仕入れ、商品販売・金融活動などを「専門的にあつかう優秀なスタッフを配備した販売専門会社の設立(自治体と家族ならびに家族・従業員経営者の折半による第3セクター方式)」(〔1〕39ページ)をリコメンドされている。もとより、それは安易な「協業化」を意味するのではないのであって、論者が「現在、必要なのは、国際化、情報化が叫ばれ、商品の質の向上と多様化が強調される時代に対応して、情報を収集し、市場の動向を見きわめつつ、新しい市場を開発し、新商品に関するアイデアを提供する組織」、すなわち「第3セクターの流通専門会社の設立」(〔1〕39～40ページ)こそが焦眉の急であると重ねて主張されているのである。この論者の主張は、これまでの業界指導、ことに「融資に関して、行政、運動体双方の、援助、指導が適切に行われなかったのではないかという推測」(〔1〕43ページ)に基づいている。

なお、経営者が意識している業界の現状および将来性に関する問題点、業界発展のための必要策、そして、行政支援の現実的内容などが表示されている(表1-10~13)。本論の論者は、当業界の今後の発展を目指して、「行政、業者、運動体、学識・経験者の四者構成による行政支援の具体化のための審議機関の設置が望まれるところである」(〔1〕49ページ)と主張されて結んでいるが、このことは、当業界のみならず、部落産業すべてにとって必要なことである。他の中小企業の業界がそれを積極的に推し進めてきている今日、

表1-10 経営者が意識する業界の問題

	株式会社 (3)	家族・ 従業員経営 (19)	家族経営 (11)	計
1) 需要の減少	1	7	4	12
2) 外国製品との競合	1	9	6	16
3) 他産地との競合	0	2	2	4
4) 低い製品価格	2	12	5	19
5) 資金力の不足	0	6	4	10
6) 技術力の不足	1	2	1	4
7) 従業員の不足	2	3	1	6
8) 販売力の不足	0	2	3	5
9) 後継者の不足	1	7	1	9
10) 同業者の競争	0	4	2	6
N A	1	6	4	11
計	9	60	33	102

(注) アンケートにおいて、回答数を3と指定したが、3以上回答したのもあれば3以下であったものもあり、したがって回答数は69ではない。

(出所) 表1-1に同じく、45ページの表A-23。

表1-11 企業の将来に関する経営者の意識

(企業)

	株式会社 (3)	家族・ 従業員経営 (19)	家族経営 (11)	計
1) 拡大したい	0	2	1	3
2) 多角化したい	1	2	1	4
3) 現状維持	2	10	5	17
4) 縮小したい	0	0	0	0
5) 転業したい	0	3(+2)	1	4(+2)
6) 廃業したい	0	1	1	2
N A	0	1	2	3
計	3	19(+2)	11	33(+2)

(注) アンケートへの回答は1と指定したが、複数回答が2あり、カッコつきの数字がそれである。

(出所) 同、46ページの表A-24。

表1-12 業界発展のための必要策

	株式会社 (3)	家族・従業員経営 (19)	家族経営 (11)	計
1) 新製品の開発	2	10	7	19
2) 高級化	1	9	4	14
3) 技術改善	2	10	3	15
4) 販売体制の強化	0	6(+1)	4	10(+1)
5) 業者の集約	0	3	1	4
6) 従業員の養成	2	3(+1)	2	7(+1)
7) 業界の協調	1	4(+1)	0	5(+1)
8) 共同化	0	1	1	2
9) 新分野への進出	0	4	1	5
10) 価格の引き下げ	1	2(+2)	0	3(+2)
11) その他	0	0	1	1
			工賃の引き下げ	
N A	0	5	9	14
計	9	57(+5)	33	99(+5)

(注) アンケートへの回答は3つを指定したが、4つの回答したものがあり、その分は、カッコに入れて処理した。

(出所) 同, 47ページの表A-25。

表1-13 行政支援の内容

	株式会社	家族・従業員経営	家族経営	計
1) 資金融資	0	0	0	0
a 設備資金	0	2	2	4
b 運転資金	2	8	4	14
2) 技術指導	0	1(+2)	3	1(+2)
3) 市場開拓	0	3(+4)	7	3(+4)
4) 共同設備	0	(+2)	2	(+2)
5) 人材の養成	1	1(+3)	4	2(+3)
6) 新製品の開発	0	1(+5)	6	2(+6)
7) 転業	0	1	1	2(+1)
8) その他	0	0	0	0
N A	0	2	2	5
計	3	19(+16)	35	33(+18)

(注) カッコ内の数字は、指定回答数3を上回っておこなわれた回答数である。

(出所) 同, 48ページの表A-27。

部落産業にあっても決して遅れをとってはいけないのである。

ひつきょう、業界における専門的経営スタッフの配備に先立ち、関連指導者そのものの育成・指導こそが望まれるゆえんである。このことを、ここに加えて強調指摘しておこう。

参 考 文 献

- [1] 桜井市『桜井市同和地区産業実態調査報告書』, 1991年3月, 259ページ。
- [2] 財団法人 大阪同和産業振興会『大阪靴メーカー90年代のビジョン』, 1991年3月, 123ページ。
- [3] 新村 出編『広辞苑』第四版, 1991年11月。
- [4] 部落解放研究所編『部落問題事典』部落解放出版社, 1986年9月。
- [5] 田中 充著『日本経済と部落産業——中小企業問題の側面——』解放出版社, 1992年2月。
- [6] 田中 充「部落産業をめぐる——『特別措置法』等国家施策との関連において——」, 関西大学人権問題委員会編『人権問題と大学——関西大学人権問題資料(I)——6』関西大学, 1990年3月, 119~125ページ。
- [7] 同和対策審議会『同和対策審議会答申』, 関西大学部落問題委員会編『部落解放と人権』関西大学, 1974年。
- [8] 部落解放研究所編『部落産業の実態と問題点』部落解放研究所, 1973年。
- [9] 総理府編『同和対策の現況』大蔵省印刷局, 1973年12月。
- [10] 上田一雄著『部落産業の社会学的研究』明石書店, 1985年9月。
- [11] 『中小企業白書』(1989年版), 1989年5月。
- [12] 田中 充「地域産業と中小企業」, 藤田敬三・竹内正巳編『中小企業論〔新版〕』有斐閣双書, 1972年4月。
- [13] Marshall, Alfred. "PRINCIPLES OF ECONOMICS" Ninth (Variorum) ed, with Annotations by C. W. Guillebaud, Volume I. Text, (Macmillan and Co. Limited for the Royal Economic Society) 1961, pp. 268~73.
- [14] アルフレッド・マーシャル著, 馬場啓之助訳『経済学原理II』東洋経済新報社, 1966年3月。
- [15] 奈良産業大学地域経済研究会『三郷町地場産業の現状と展望——軽装履産業を中心とした——』奈良産業大学, 1988年4月, 68ページ。
- [16] 部落解放同盟奈良県連合会『第18回奈良県部落解放研究集会 報告書』, 1991年9月14日~15日。